

地震による家屋の倒壊から命を守る

プロジェクト「TOUKAI-0」

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎2219

木造住宅の耐震化

大規模地震による家屋の倒壊から命を守るため、木造住宅の耐震化をしましょう

対象

昭和56年5月31日以前に建築（着工）した木造住宅（戸建住宅・長屋・共同住宅）が対象です。
耐震診断、耐震改修までのそれぞれの行為で補助金等が受けられます。
詳細はお気軽にお問い合わせください。



耐震診断

市から派遣する耐震診断補強士が耐震診断を実施します。
診断費用は助成により無料です。

耐震改修

耐震診断の結果、耐震性のない建物について、耐震補強計画を作成、および耐震補強工事を実施し、その一部を助成します。

【補助金額】

- 一般世帯 上限100万円
- 高齢者のみの世帯等※1 上限120万円
- DID地区（人口集中地区）内に建ち、下記の要件※2を満たす住宅は上記金額に30万円の上乗せ

【注釈】

※1 高齢者のみの世帯等

- ①65歳以上のみの世帯
- ②身体障害手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級のものが居住する世帯
- ③介護保険法による要介護者又は要支援者が居住する世帯
- ④療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯

※2 補助額の上乗せの要件

住宅の外壁から前面道路幅員が6.0m以内かつ、住宅の外壁から前面道路との境界線までの距離が、平屋の場合は2.0m以内、2階建て以上の場合は4.0m以内であるもの

ブロック塀の撤去・改善

地震後の津波からすばやく避難するために危険なブロック塀の撤去・改善をしましょう

対象

撤去：地震発生時における倒壊、または転倒の危険性のあるブロック塀。

改善：県の定める緊急輸送路（国道135・136・414号、県道下田松崎線、下田南伊豆線）及び避難地、避難路に面するブロック塀。

撤去

【補助金額】

工事費と「8,900円×長さ（m）」を比較して安い額の2分の1 上限10万円

改善

【補助金額】

工事費と「38,400円×長さ（m）」を比較して安い額の2分の1 上限25万円



ごみ処理非常事態宣言

少しでもごみを減らしてください！



清掃センターに2基ある焼却炉のうちの1基が、3月26日に故障のため停止し、現在も稼働しておらず、もう1基も不調です。復旧の見込みは、8月末頃となっています。

現在、残りの焼却炉1基の運転時間の延長と、近隣市町の協力を得て何とかごみが処理できていますが、7、8月の夏期繁忙期には、ごみ処理が追い付かない状態となります。家庭、事業所とも一層のごみ減量をお願いします。



故障した焼却炉の誘引送風機

お願いしたいこと

- ①ごみの分別方法を守ってください。
- ・リサイクルできる古紙類、ペットボトルなどを燃えるごみと一緒に捨てないでください。
- ・燃えるごみの約半分は、紙、布類です。古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、雑がみ、紙パック）は分別収集に出してください。古着類は、拠点回収に出すなどしてリサイクルしてください。
- ※「雑がみ」とは、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック以外のリサイクルできる紙のことです（コピー用紙、チラシ、封筒、紙袋など）。
- ・事業所や小売店、宿泊施設の利用者用ごみ箱等のごみの未分別が目立ちます。レジ袋などに入ったごみは、レジ袋から出して分別してください。

・ペットボトルは水洗いし、キャップを外してリサイクルしてください。

②草木などは、なるべく堆肥化して、持込みは最小限にしてください。

③生ごみは、生ごみ処理機を利用するなどして、堆肥化を推進してください。

④事業所の機密書類は、溶解処理を依頼するなどして資源化を推進してください。

清掃センターでも溶解処理の受付を行っています。

⑤保管可能な大量の可燃ごみ、粗大ごみは、持ち込みを控えてください。

※可燃ごみの収集時間が、通常と異なる場合があります。午前の収集地区は、午前8時までに、午後の収集地区は、午後1時までに、ごみ出ししてください。

問合せ先 環境対策課（清掃センター内）

☎22686

地籍調査実施のお知らせ

市では平成29年度から、地籍調査事業に着手しております。地籍調査とは、一筆ごとに土地の所有者・地番・地目・境界等を確認し、境界位置の測量と面積算定を実施し、現在登記されている土地情報の変更を行うものです。調査の流れは、次のとおりです。

①住民への説明会

調査に先立って、住民への説明会を実施します。

②一筆地調査

一筆ごとの土地について、土地所有者の立ち合いなどにより、所有者、地番、境界等の確認をします。

③地籍測量

地球上の座標値と結びつけた、一筆ごとの正確な測量を行います。

④成果の閲覧・確認

地籍簿と地籍図の案を閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を設けます。

⑤成果の活用と登記所への送付

地籍調査の成果を、土地の売買、土地トラブルの防止、災害の復旧、各種行政運営等に活用します。

登記所では、登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。

今後の予定

昨年度は、二丁目の一部地区で、基準点を設置し、一筆地調査（所有者立会の下境界地目などを確認する調査）を実施しました。

今年度はその成果をとりまとめ、地籍調査結果を土地所有者の方に確認していただく「閲覧」を行います。7月～8月頃に20日間程度の期間を予定しており、詳細が決まり次第、対象者の方に通知をさせていただきます。

また、新たな調査区域として一丁目及び二丁目の一部の調査を開始します。秋頃に、該当する方々を対象に説明会の開催や広報等を通じて周知させていただきます。

地籍調査事業実施期間中は、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

問合せ先

建設課土木管理係

☎22219